

【2023 年 1 月】

洲本市過疎地域持続的発展計画（新過疎計画）の達成状況の評価について  
（新洲本市総合戦略 人口ビジョンの達成状況の評価）

1. 新過疎計画の策定の経緯について

過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（新過疎法）の施行により、令和 3 年 4 月 1 日より洲本市全域が過疎地域に指定された（旧過疎法では旧五色町だけが過疎地域）。

市内で過疎対策事業を行うため、新過疎法等に基づき、令和 3 年 9 月に「洲本市過疎地域持続的発展計画」を策定した。

2. 新過疎計画の基本方針・目標

今後の過疎対策については、洲本市全域において、持続可能な地域社会の形成と、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ることが求められる。このことから本市では、新洲本市総合計画及び新洲本市総合戦略に基づき諸政策に取り組み、令和 7 年国勢調査総人口 38,540 人の確保と、令和 2 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間の社会増減△673 人を目標とする。

3. 新過疎計画の達成状況の評価方法

前述の通り、計画の基本方針や基本目標を新洲本市総合戦略に基づくこととしていることから、計画の達成状況の評価は、毎年度、「洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部」が行うこととしている。

4. 新過疎計画の達成状況の評価

計画の基本目標（令和 7 年国勢調査総人口 38,540 人の確保と、5 年間の社会増減△673 人）達成に向けた途中経過を評価するため、令和 4 年の実人口と社会増減を調査し、新洲本市総合戦略人口ビジョンにおける令和 4 年の予測人口と目標人口（趨勢人口・趨勢社会増減、戦略人口・戦略社会増減）と比較評価した（資料 4 - 2 参照）。

その結果、令和 4 年実人口は戦略人口目標値を 279 人上回り、令和 4 年社会増減は戦略社会増減目標値を 206 人上回っていることから、現時点では計画の基本目標達成に向けて順調に推移している。